

補助金交付の手引き（延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金）

事業概要

在宅生活を継続する上で不可欠な訪問介護サービスについて、サービス資源の乏しい三北地区のサービス提供体制を確保するため、同地区に居住する利用者宅（居住系施設に入居する者を除く）を訪問し訪問介護サービスを提供する介護サービス事業者に対し、サービス提供に要する移動コスト相当額を補助します。

補助対象者

三北地区に居住実態のある要介護高齢者等（居住系施設に入居する者を除く）（以下「利用者」という。）に対し、訪問介護サービスを提供する介護サービス事業者（訪問介護事業所を経営する者）

補助金の交付単価、算定方法

補助金の額は、距離区分に応じた交付単価に、往復回数（三北地区への訪問介護サービスの提供で利用者宅まで往復移動をした回数をいう。）を乗じて算定します。なお、距離区分は、「1回あたりの往復移動の中で事業所から最も遠い利用者宅までの片道移動距離」を基準とします。

上記の算定方法により、月額の補助所要額を算定し、月ごとに請求します。

1 区分	2 補助金の交付単価
15 km未満	500 円
15 km以上 20 km未満	1,000 円
20 km以上 30 km未満	1,500 円
30 km以上 40 km未満	2,000 円
40 km以上	2,500 円

申請方法

【提出書類】

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 訪問介護サービス提供実績報告書（様式第2号・第2号別記様式）
- ③ 補助金の算定対象となる利用者へのサービス提供実績が分かる書類（サービス提供表、サービス提供実績記録等）
- ④ 補助金の算定対象となる利用者宅に最も効率的な移動方法により移動した際の移動経路及び移動距離が確認できる書類（Google マップなど）
- ⑤ 市税の完納を証する書類（完納証明書）※毎年度の初回申請時のみ

【提出方法】

提出書類一式を介護保険課へメールで提出してください。

ただし、完納証明書については原本を窓口または郵送により提出してください。

【提出期限】

訪問介護サービスを提供した月の翌月 10 日（その日が閉庁の場合は翌開庁日）までに提出してください。ただし、サービス提供月が 3 月である場合は同月の末日が提出期限となります。

申請様式、Q&A 等の延岡市ホームページ掲載

延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、申請様式、補助金交付の手引き及び Q&A については、下記のホームページにてご確認いただけます。

<https://www.city.nobeoka.miayazaki.jp/soshiki/28/46109.html>

留意事項

（1）交付決定

補助金を交付の可否を決定したときは、交付決定通知書又は不交付決定通知書により申請者に通知します。

（2）利用者からの交通費の提供を受ける場合又は国・本市以外の地方公共団体・公益団体等から交付を受ける類似補助金の取扱い

本事業の対象外となります。

（3）交付決定の取消し及び返還

虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときなど、要綱第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めます。

事業期間

本事業の事業期間は令和 9 年度末までとしておりますが、令和 9 年度の介護報酬改定における訪問介護サービスの移動コストの反映状況等を確認した上で、事業期間を短縮するなど、必要に応じて見直しを行ってまいります。

【問合せ先】

延岡市役所 健康福祉部 介護保険課

計画指導係

TEL : (0982) 22-7069

Mail : kaigo@city.nobeoka.miayazaki.jp